## 〇内閣府令第六十八号

及び行政手続における特定の

個人を識別するための番号の

利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整

行政 手 続 にお ける特定  $\mathcal{O}$ 個 一人を識り 別するため の番号  $\mathcal{O}$ 利用等に関する法律 平 成二十五年法律第二十七号

備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一 部の施行に伴い、 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三

十三年 法律第六号) 第二十一条の二及び道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第八十九条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

に基づき、 銃砲 刀剣類所持等取 締法施行規則及び道路交通法施行規則  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部を改正する内閣 府令を次のよう

に定める。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正)

第 条 銃 砲 刀剣 類 デ 持等取 締 法 施 行 規則 (昭和三十三年総理府令第十六号) の — 部を次の ように改 Ē

第九 十八条第二号口 中「住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳 カー F ( 当 該

譲受人等の氏名、 住所及び生年月日 · の記 載があるも のに限る。 を 「行政手続に おける特定の 個 人を識

別するため 0 番 号の 利 用等に 関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する個 人番

号カード」に改める。

(道路交通法施行規則の一部改正)

第二条 道路交通法施行規則 昭昭 和三十五年総理府令第六十号) の一部を次のように改正する。

行 ]政手: 続に おけ る特定の 個 人を識 別するため 0) 番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七

第十七条第二項第八号中

住

民基本台帳法第三十条の

四十四第一

項に規定する住民基本台帳

力

]

ド

を

号) 第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、 行政手続に お ける特定 の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律 の施 行に伴う関

係法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 等 に関す んる法律 (以 下 「番号利用法整備法」という。) 附則第三号に掲げる規定の 施行 0 日

(平成二十八年一月一日)から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第 条に、 よる 改 正 後  $\mathcal{O}$ 銃 砲 刀剣類 所 持等 取 締法 施 行 規則 第 九十八条第二号 口 0 規 定の適 用 たっい ては、

旧 住 民基本台帳法」という。) 第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード (氏

番号利

用法整備法第十

九条の規定による改正

前の住民基本台帳法

(昭和四十二年法律第八十一号。

以下「

名、 住所及び生年月 日の記 載が あるものに限る。 以下この 項において同じ。) は、 番号利E 用 法整 備法第二

十条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ りな お 従前  $\mathcal{O}$ 例によることとされ た旧 住民基本台帳法第三十条の四 + 匹 第 九 項 0) 規

定によりその 効力を失う時 又は当該 住 民基本台帳 力 K  $\mathcal{O}$ 交付を受けた者が行 政手 続 に お け る 特 定  $\mathcal{O}$ 個 人

を識 別するための番号の利用等に関する法律 ( 以 下 「番号利用法」 という。) 第十七条第一 項の 規定によ

か早い時までの間は、

個人番号カードとみなす。

(道路交通法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

り

個

人番号カードの交付を受ける時のいずれ

3 第二条による改 Î 後 の道 路 交通法 施 行 規 則第十七 条第二 項第八号の規定 の適用 について は、 旧 住 民基本

台帳 法 公第三十9 条  $\mathcal{O}$ 兀 十 匝 第三 項  $\mathcal{O}$ 規定により交付され た住民基本台 帳 力 1 ド は、 番 号利 用 法 整 備 法 第

条第一 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の 四十四次 第九 項 クのロ 規定